

農地バンク制度を ご利用ください

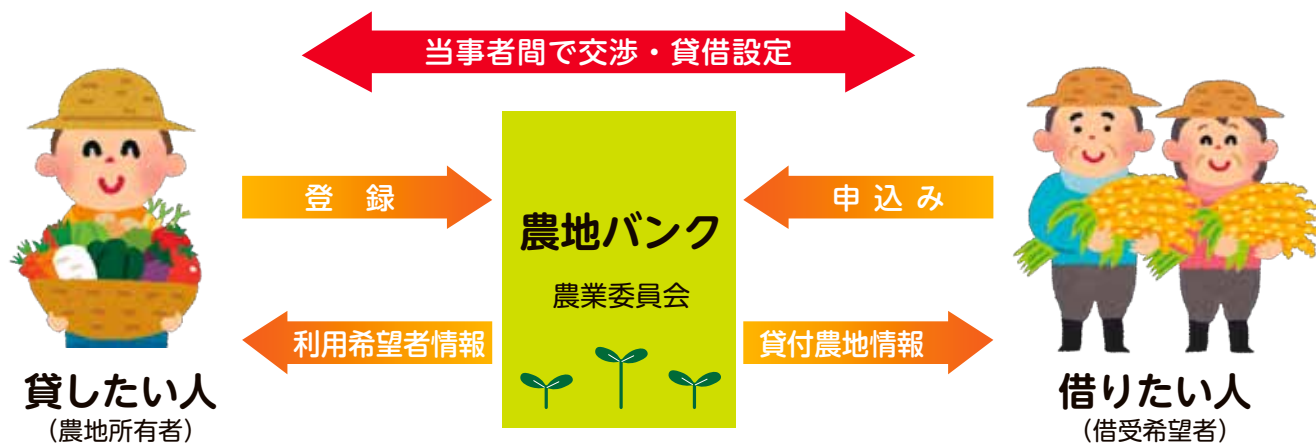
農地バンク制度は、農地の所有者が管理できなくなった農地を登録していただき、借りたいかたへ紹介して利用していただくための制度です。農地を貸したいかた、借りたいかたは気軽に相談してください。

農業委員会事務局（農水商工課農林係内） ☎ 25 1231

農業従事者の高齢化や農地の相続などにより、所有者が管理できなくなり耕作放棄地となる農地が近年急増し、周囲に悪影響を与えています。そこで、農地の有効利用を図るための施策として、農地バンク制度があります。

できるだけ多くの農地の貸借を推進するため、十分に利用されていない農地をお持ちのかたはぜひ登録してください。

農地バンクのイメージ



農地を貸したい人

・貸付希望農地の登録

「登録申請書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。

・登録できる農地

農地所有者が管理できなくなった農地

・賃借料

希望の金額を記入できますが、実際の金額は利用希望者と相談していただきます。

農地を借りたい人

「利用登録申請書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。

※農地を借りる人は、農業経営基盤強化促進法、農地法に基づく農業委員会への申請が必要となります。（申請にかかる手続き・費用については、申請者負担となります）

・貸付農地の情報提供

申し込みにより登録された農地の地番や面積、位置図などを公開します。希望の農地が決まれば、事務局より所有者に連絡します。その後、双方で相談していただきます。

・賃借料など

農地の所有者との当事者間で相談の上、決定していただきます。

・ご注意

農地バンクでは、農地の売買のあっ旋は行いません。登録していただいた情報は、公開されますのでご了承ください。